

定 款

一般社団法人 茨城県銀行協会

目 次

(ページ)

第 1 章	総 則	2
第 2 章	目的および事業	2
第 3 章	社 員	2
第 4 章	総 会	4
第 5 章	役 員	5
第 6 章	理 事 会	7
第 7 章	資 産 お よ び 会 計	8
第 8 章	定款の変更および解散	8
第 9 章	公 告 の 方 法	9
第 10 章	事 務 局	9
第 11 章	雑 則	9
	附 則	9

一般社団法人茨城県銀行協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人茨城県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本協会は、銀行業務の円滑な遂行と改善進歩を図るため、関係官庁や産業界等との連携による地域経済の活性化の促進、金融犯罪防止および銀行利用者保護に関する活動等を実施することにより、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、茨城県内において次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- 二 銀行とりひき相談所の設置、運営
- 三 銀行利用者の保護および利便向上に関する活動
- 四 金融犯罪の防止ならびに反社会的勢力介入排除に関する関係官庁との連絡
- 五 金融ならびに経済に関する調査および研究
- 六 関係官庁等に対する提言および連絡、調整
- 七 社員以外の金融機関および産業界との連絡
- 八 金融業者相互の親交および連絡を密にするための施設の設置、運営
- 九 銀行職員の養成教育
- 十 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員となることの出来る者は、茨城県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入 会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、理事会において別に定める申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金および会費)

第7条 本協会の社員は、加入金および会費を支払う義務を負う。

2 加入金および会費の算出基準は、総会において定める。

3 既納の加入金および会費は、返還しない。

4 特別の費用を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時会費を徴収する。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

一 この定款に違反したとき

二 本協会の体面を著しく毀損する行為をしたとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

一 第5条に定める社員としての要件の欠如

二 解散または合併による消滅

三 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき

四 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行

二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行

三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行

四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

五 そのほか理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、総ての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事および監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 事業計画および収支予算書の承認
- 六 定款の変更
- 七 解散および残余財産の処分
- 八 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を専任することとする。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第19条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

3 電磁的方法による議決権の行使は、電磁的方法の種類および内容を示し、書面または電磁的方法による本協会の承諾を得て、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提出して行うものとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会には、次の役員を置く。

一 理事 6名以上10名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事および監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、社員の役職員以外の者から理事1名および監事1名を選任することが出来る。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

3 理事長および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。

4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事または監事は、第21条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議により解任することが出来る。

(報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および社外監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議により決定した額を、報酬等として支給することが出来る。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 理事長および常務理事の選定および解職
- 四 その他この定款に別に定める職務

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事および各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故等による支障があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることが出来る者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第35条 本協会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第36条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第37条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第40条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第11章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第43条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

第3条 本協会の最初の代表理事（理事長）は 寺門 一義 とする。また、本協会の最初の業務執行理事（常務理事）は 矢田 勉 とする。

(法令の準拠)

第4条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

昭和21年5月7日 制 定
昭和23年5月22日 一部改正
昭和32年6月13日 一部改正
昭和40年10月7日 一部改正
昭和42年10月20日 一部改正
昭和47年10月1日 一部改正
昭和49年5月23日 一部改正
昭和51年12月23日 一部改正
昭和53年6月29日 一部改正
昭和58年4月28日 一部改正
平成1年1月25日 一部改正
平成2年3月28日 一部改正
平成9年12月25日 一部改正
平成15年7月24日 一部改正 (平成15年9月25日 認可)
平成21年5月21日 一部改正 (平成21年6月4日 認可)
平成23年4月21日 公益法人制度改正に伴う定款改正決議
平成23年10月18日 同 上 一部改正
平成24年4月1日 制 定 (一般社団法人茨城県銀行協会 定款)
令和4年11月24日 一部改正